

令和3年度水質検査計画



(美作市楳原下 美作浄水場)
(一級河川 梶並川)



美作市都市整備部

目 次

1 基本方針(水道 GLP について)	2~3
2 水道事業のあらまし	4
3 净水施設の概要と水源の状況及び水質管理上の留意点 . . .	5~6
4 検査地点	7
5 水質検査項目と検査頻度	7~13
6 水質検査方法	13
7 臨時の水質検査	13
8 水質検査計画と検査結果の公表	13
9 水質検査の精度と信頼性保証	13
10 関係者との連携	14



美作市都市整備部では、水道水が安全で良質であることを、ご理解いただけるよう、浄水場の取込口の水(以下「原水」という。)及び給水栓の水(以下「浄水」という。)の状況を踏まえ、「水質検査計画」を策定し、また、水質検査計画及び水質検査結果はホームページで公表し、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていきます。

1 基本方針

- ① 水質検査は、浄水場毎に原水及び浄水で行います。
- ② 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、水源の種類や検査項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- ④ 水質検査は、国際規格(ISO9001)、**水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）**を取得している厚生労働大臣指定機関の公益財団法人 岡山県健康づくり財団が行います。（1日1回行う検査以外の検査）
- ⑤

水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）について

水道 GLP (Good Laboratory Practice の略) とは、国際規格である ISO9001 と ISO/IEC17025 をモデルとして水質検査の実情に合わせて具体化したもので、社団法人日本水道協会が審査・認定を行っています。

水道 GLP の取得によって、適切に実施された水質検査の精度と信頼性が保証され、お客さまにより一層安心して水道水をご利用いただけます。

認定の内容

適用基準：水道水質検査優良試験所規範

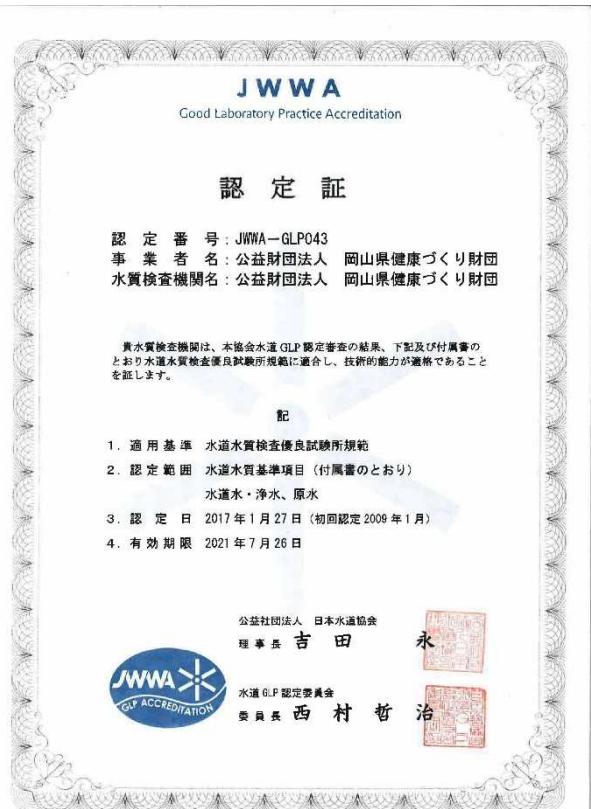
認定機関：社団法人日本水道協会
水道 GLP 認定委員会

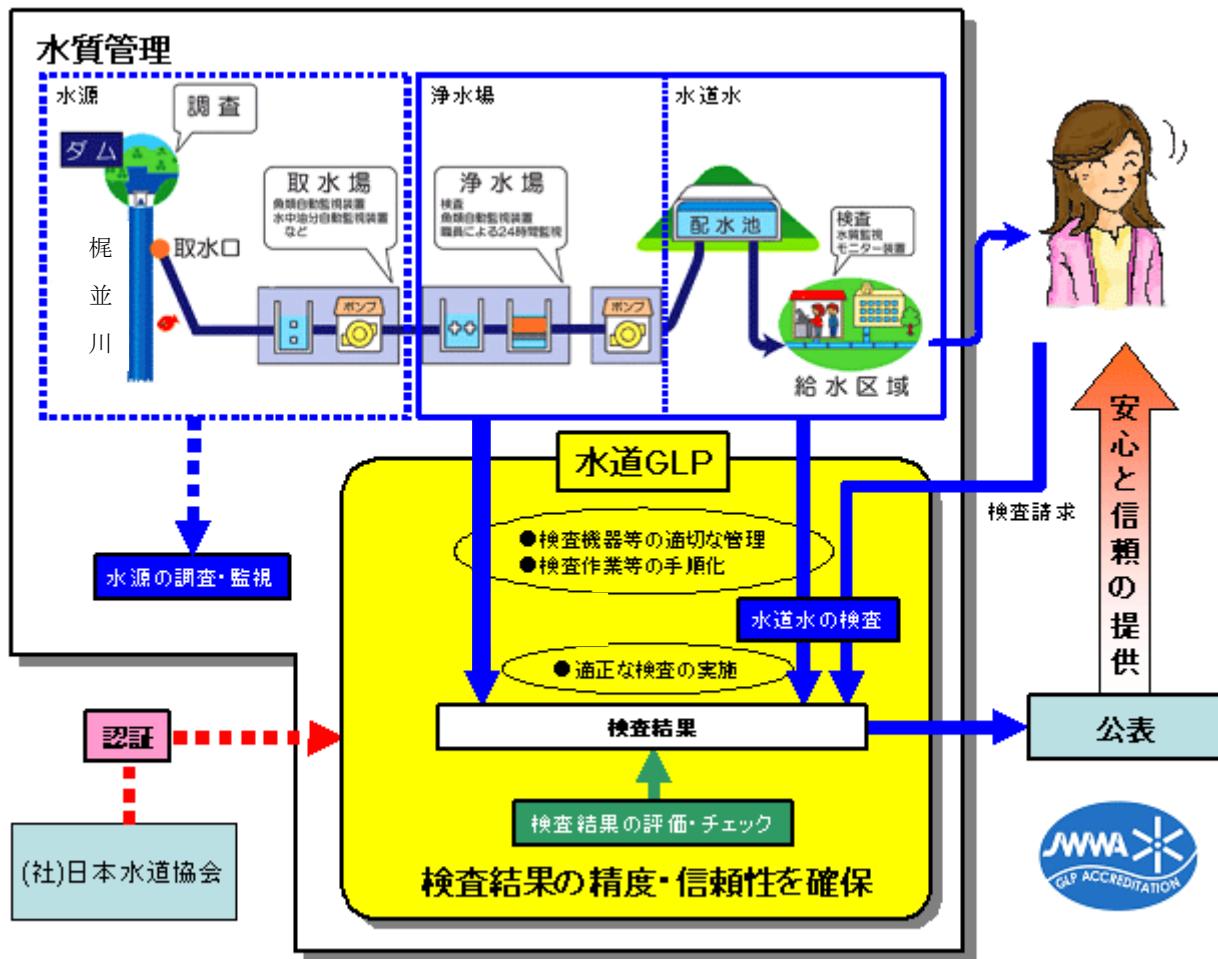
認定番号：JWWA-GLP043

認定日：平成 29 年 1 月 27 日

事業者名：公益財団法人
岡山県健康づくり財団

認定範囲：水道水質基準項目(51 項目)
原水、浄水、水道水





水道 GLP 概念図

2 水道事業のあらまし

平成17年3月31日の市町村合併に伴い美作市は、美作地区・英田地区・作東地区、3地区の水道施設をもって美作市上水道を、勝田地区・大原地区・東粟倉地区、3地区の簡易水道施設をもって美作市簡易水道をそれぞれ創設し、水道事業を行っています。

水道名	給水区域	計画給水人口	日最大給水量
美作市上水道	北山、吉、和田、下香山、上相、中尾、明見、豊国原、湯郷、位田、金原、稻穂、長内、則平、青木、殿所、北坂、下大谷、奥大谷、中山、大井が丘、林野、入田、栄町、三倉田、朽木、北原、友野、山口、山外野、大原、猪臥、海内、平田、櫛原上、櫛原中、櫛原下、平福、巨勢、海田、田殿、安蘇、岩見田、 勝央町小矢田・黒土のそれぞれの一部、江見、川北、原、上福原、山城、田原、日指、江見吉田、藤生、南海、芦河内、鯰、瀬戸、松脇、豊野、大内谷、岩辺、土居、竹田、角南、白水、蓮花寺、万善、国貞、鈴家、田淵、柿ヶ原、梶原、小房、小野、栗井中、鷺巣、豆田、小ノ谷、山手、五名、宮原、大聖寺、奥、福本、井口、三保原、真神、上山、中川、横尾、北、南、滝宮城田、下山、中河内、英田青野、鳥渕、尾谷、和気町北山方・南山方・丸山のそれぞれの一部	35,000人	20,300.0m ³ /日
勝田簡易水道	右手、真殿、梶並、楮、東谷上、東谷下、久賀、余野、真加部、河内、杉原、矢田、小畠、大町、長谷内、馬形、宗掛、勝央町豊久田の一部	4,300人	2,150.0m ³ /日
大原簡易水道	古町、中町、下町、江の原、今岡、宮本、西町、下庄町、桂坪、川上、野形、小原田、 笹岡、赤田、栗野、川戸、田井、滝、沢田、壬生、立石	3,853人	1,839.0m ³ /日
東粟倉簡易水道	東青野、太田、野原、東吉田、川東、中谷、後山	1,130人	456.0m ³ /日

3 浄水施設の概要と水源の状況及び水質管理上の留意点

① 美作市上水道

河川水では、突発的な汚染事故が発生しやすいので自動水質計器を設置し、常に監視しています。

淨水場名	美作浄水場	英田浄水場	松脇浄水場
所 在 地	美作市檣原下160-1	美作市井口41-1	美作市松脇240-1
原水の種類 及び計画取水量	表流水(梶並川) 9,850m ³ /日	表流水(吉野川、河合川) 1,150m ³ /日	表流水(吉野川) 944m ³ /日
	伏流水(梶並川) 518m ³ /日	地下水 920m ³ /日 2,880m ³ /日	地下水 3,251m ³ /日
計画最大取水量	10,368m ³ /日	4,950m ³ /日	4,195m ³ /日
計画最大給水量	9,500m ³ /日	4,500m ³ /日	3,900m ³ /日
沈澱池	横流(傾斜板付) 水 平 流 式	横 流 水 平 流 式	横流(傾斜管付) 上 向 流 式
濾過池	急 速 濾 過 開放型重力式濾過池 (グリ-シリ-フフィルタ-)	急 速 濾 過 開放式重力濾過池 (サイフォンフィルタ-)	急 速 濾 過 開放式重力濾過池 (サイフォンフィルタ-) 綱板製急速濾過器
浄水処理方法	薬品沈澱 急速濾過 前塩素処理 後塩素処理	薬品沈澱 急速濾過 前塩素処理 後塩素処理	薬品沈澱 急速濾過 前塩素処理 後塩素処理
水源の状況	降雨等により濁度が上昇します。 ダムなどで繁殖する藻類やアオコにより、カビ臭が発生することがあります。 藻類の光合成にともなって、pH値が上昇することがあります。 生活排水などに起因するアンモニア態窒素、合成洗剤、トリハロメタン生成のもとになる物質の濃度が上昇することがあります。 油類等による突発汚染事故・農薬には注意が必要となります。		
水質管理上の 留 意 点	・高濁度 ・PH値 ・クリプトスボリジウム		
	・油事故等 ・農薬類 ・カビ臭		

② 美作市簡易水道

淨水場名	勝田浄水場	大原街浄水場
所 在 地	美作市右手1445-1	美作市古町464
原水の種類 及び計画取水量	表流水 2,370m3/日	表流水(吉野川、西山川) 1,850m3/日
		地下水 150m3/日
計画最大取水量	2,370m3/日	2,000m3/日
計画最大給水量	2,150m3/日	1,839m3/日
浄水処理方法	膜濾過(酢酸セルロース) 塩素処理	急速濾過 塩素処理
水源の状況	降雨等により濁度が上昇します。	降雨等により濁度が上昇します。 油類等による突発汚染事故・農薬には注意が必要となります。
水質管理上の 留 意 点	・高濁度 ・クリプトスボリジウム	・高濁度 ・PH値 ・クリプトスボリジウム ・油事故等 ・農薬類

淨水場名	東粟倉浄水場	入谷浄水場
所 在 地	美作市後山243-1	美作市後山1234-22
原水の種類 及び計画取水量	地下水 340m3/日	表流水 50.69m3/日
	表流水(後山川) 160m3/日	
計画最大取水量	500m3/日	50.69m3/日
計画最大給水量	456m3/日	46.5m3/日
浄水処理方法	急速濾過 塩素処理	緩速濾過 塩素処理
水源の状況	降雨等により濁度が上昇します。 油類等による突発汚染事故・農薬には注意が必要となります。	
水質管理上の 留 意 点	・高濁度 ・PH値 ・クリプトスボリジウム	・油事故等 ・農薬類

4 検査地点(検査地点概要図をご覧ください)

① 浄水

浄水場ごとに、検査地点を設け、市内7箇所を設定します。

② 原水

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に、水源物質が影響を与えるため各浄水場の原水を検査します。また、梶並川上流の久賀ダムにおいては、富栄養化現象等によるカビ臭発生の原因改善のため水質改善装置を設置しており、水質検査を定期的に行います。

5 水質検査項目と検査頻度

水源の状況や平成29年度～令和2年度の水質検査結果(別紙1 水質検査結果)から判断して、令和3年度に実施する検査項目及び検査頻度を決めます。

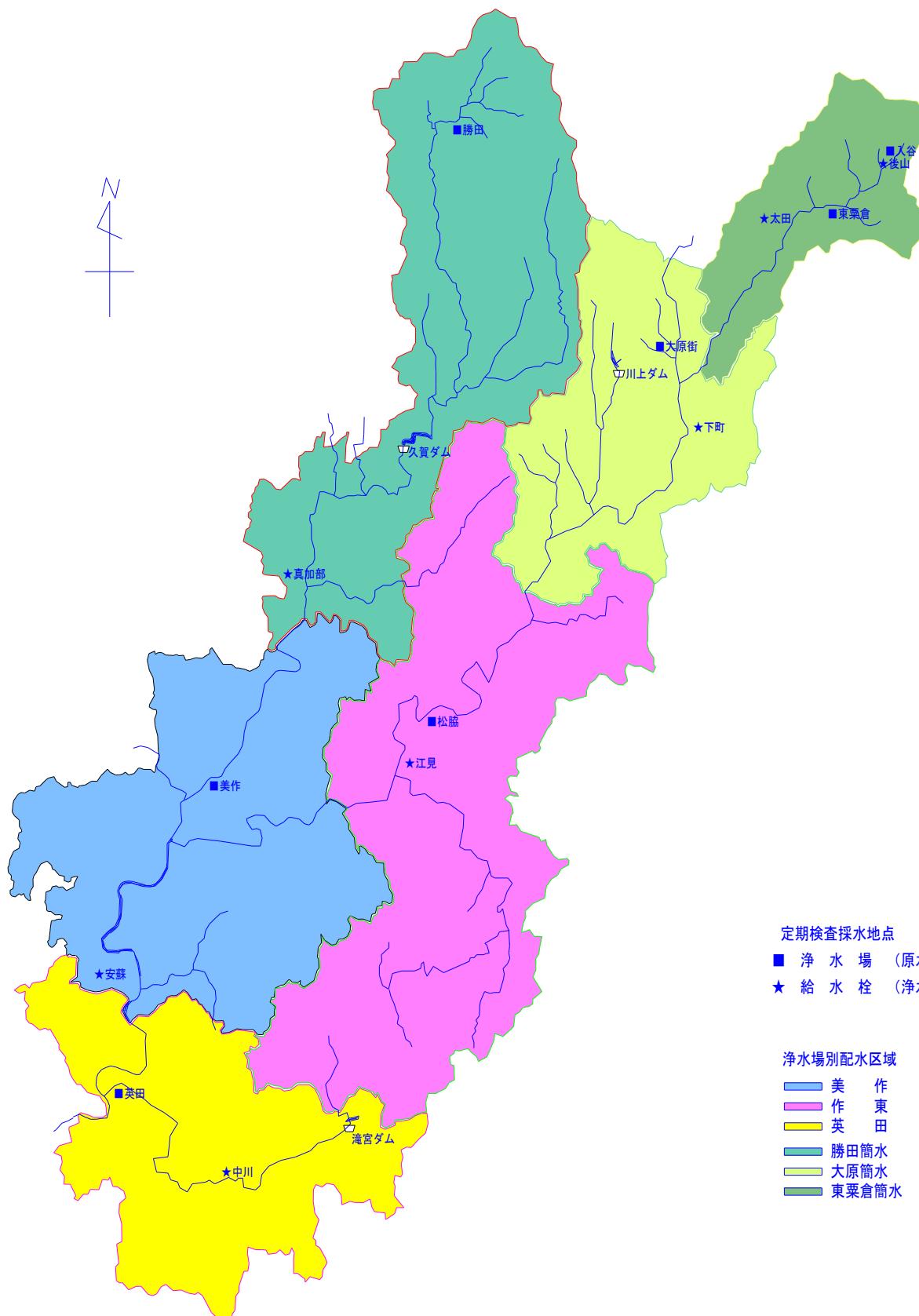
① 水質検査項目

- 1 水質基準項目(51項目)及び原水(39項目)を**水質検査表(3)**のとおり行います。なお、**法令に基づく水質検査表(2)**の1日1回行う検査の項目についても検査を行います。
- 2 **本市が行う水質検査表(4)**の水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべきものとして行います。
- 3 **本市が行う水質検査表(5)**の水質項目(3項目)は、本市の水源水質に起因するもので、水道水の安全性等の確認を行います。

② 検査頻度

- 1 **法令に基づく水質検査表(1)**の項目番号1、2、9、11、38、46～51の検査は毎月1回行います。
1/5以下の場合は年に1回まで、検査頻度を緩和できる項目については、検査回数を削減します。
- 2 **法令に基づく水質検査表(2)**の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。
- 3 **本市が行う水質検査表(3)**の検査頻度は、法令に基づいて行います。
- 4 **本市が行う水質検査表(4)**の検査は、旧市町村毎に1地点を選定し行っています。
- 5 **本市が行う水質検査表(5)**の検査頻度は、本市の浄水処理及び水道水の安全性確認のため、必要となる所要の頻度で行います。

検査地点概要図(令和3年度)



法令に基づく水質検査

水質検査表(1)水質基準項目

番号	水質基準項目	給水栓以外での水採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	不可	月1回	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可	年4回	注1	注2
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注3
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可			注2
8	六価クロム化合物	不可			注3
9	亜硝酸態窒素				不可
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン			不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可		注1	
12	フッ素及びその化合物				注2
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				注4
15	1,4-シオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				注2
25	ジブロモクロロメタン				不可
26	臭素酸				
27	総トリハロメタン				
28	トリクロロ酢酸				
29	プロモジクロロメタン				
30	プロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物			注1	注3
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可			注2
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン		月1回	注5	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可	年4回	注1	注2
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
42	ジェオスミン ※1	不可	月1回	不可	注6
43	2-メソリイソボルネオール ※2				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可	年4回	注1	注2
45	フェノール類				
46	有機物	不可	月1回	注5	不可
47	PH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがあると認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項について過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源並びにその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

注4 当該事項について過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

注5 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。

注6 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

※1の正式名:(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※2の正式名:1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

番号	水質検査項目	評価	検査計画頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365



(高感度浄水濁度計)

美作市が行っている水質検査

水質検査表(3)水質基準項目

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)		
			浄水	原水	各浄水場ごとの追加項目
					(年3回追加)
1	一般細菌	100個/mL	12	1	
2	大腸菌	不検出	12	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	12	1	
10	シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	0.01	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	12	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	1	1	勝田3回
13	ホウ素及びその化合物	1.0	1	1	
14	四塩化炭素	0.002	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	1	1	
20	ベンゼン	0.01	1	1	
21	塩素酸	0.6	4	—	
22	クロロ酢酸	0.02	4	—	
23	クロロホルム	0.06	4	—	
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	—	
25	ジロモクロロメタン	0.1	4	—	
26	臭素酸	0.01	4	—	
27	総トリハロメタン	0.1	4	—	
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	—	
29	プロモジクロロメタン	0.03	4	—	
30	プロモホルム	0.09	4	—	
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	—	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	1	美作3回、松脇3回
34	鉄及びその化合物	0.3	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	1	1	
38	塩化物イオン	200	12	1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	1	1	
40	蒸発残留物	500	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	
42	ジオスミン ※1	0.00001	4	1	美作、(美作)
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001	4	1	美作、(美作)
44	非イオン界面活性剤	0.02	1	1	
45	フェノール類	0.005	1	1	
46	有機物(TOC)	3	12	1	
47	pH値	5.8~8.6	12	1	
48	味	異常でない	12	1	
49	臭気	異常でない	12	1	
50	色度	5度	12	1	
51	濁度	2度	12	1	

備考

① ※1の正式名:(4S, 4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

② ※2の正式名:1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

浄水場名 美作 : 美作浄水場(浄水) (美作) : 美作浄水場(原水) 英田 : 英田浄水場(浄水)

松脇 : 松脇浄水場(浄水) 勝田 : 勝田浄水場(浄水)

水質検査表(4)水質管理目標設定項目

項目	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度(回/年)	
		(mg/L)	回数	浄水場名
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	1	
4	削除			美作浄水場
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	英田浄水場
6	削除			松脇浄水場
7	削除			勝田浄水場
8	トルエン	0.4	1	大原街浄水場
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	東粟倉浄水場
10	亜塩素酸	0.6	—	
11	削除			
12	二酸化塩素	0.6	—	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	1	
14	抱水クロラール	0.02	1	
15	農薬類(除草剤、殺虫剤、殺菌剤)*1	1 * 2	1以上	
16	残留塩素 ※		1	12
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)※	10~100	1	
18	マンガン及びその化合物 ※	0.01	1	
19	遊離炭酸	20	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)※	3	1	
23	臭気強度(TON)	3	1	
24	蒸発残留物 ※	30~200	1	
25	濁度 ※	1度	1	
26	pH値 ※	7.5度	1	
27	腐食性(ランゲリア指數)	極力0	1	
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	1	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	1	

備考

- ① *1: 農薬類の項目は、代表的な除草剤、殺虫剤、殺菌剤の農薬について検査を行う。
- ② *2: 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位なし。
- ③ ーは、検査を行いません。
- ④ ※の項目については基準項目検査で行います。

水質検査表(5)美作市が独自に行う水質項目

項目	独自に行う水質項目	検査計画頻度(回／年)	
		原水	浄水場名
3	クリプトスパリジウム 大腸菌(E·coli) 嫌気性芽胞菌	水源により 個数が異 なる	美作浄水場、英田浄水場、松脇浄水場、 勝田浄水場、大原街浄水場、 東粟倉浄水場、入谷浄水場

6 水質検査方法

1日1回行う検査は市内で行い、それ以外の水質検査は公益財団法人 岡山県健康づくり財団が行います。

7 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、浄水の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止し、必要に応じて原水及び浄水などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- ① 色度、濁度、臭気など、水質が著しく悪化したとき
- ② 河川やため池に異常(魚類のへい死等)が認められたとき
- ③ その他、必要があると認められたとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、浄水の安全性が確認されるまで行います。

8 水質検査計画と検査結果の公表

水質検査計画は、毎年作成し、美作市のホームページに掲載します。また、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果も、速やかにホームページに掲載します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。

検査の信頼性を確保するため、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の指定する機関、国際規格(ISO9001)、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)を取得している、公益財団法人 岡山県健康づくり財団が行います。

10 関係者との連携

- ① 净水が原因で水質事故が発生した場合は、岡山県美作保健所と連携し、水質検査等を行います。
- ② 净水場で、水質汚染事故が発生した場合には、岡山県美作保健所、岡山県美作県民局、美作市消防本部と情報交換を図り、現地調査と緊急対応を行い、水質改善を図ります。

問い合わせ及びあて先 美作市都市整備部[水道課](#)

〒707-0024 美作市樫原下 160-1

TEL0868-72-2661

FAX0868-72-2642

メールアドレス：suido@city.mimasaka.lg.jp



美作浄水場(沈澱地)

別紙1

美作市上水道（美作）
岡山県立北部高等技術専門校美作校

受付日： 2017年10月01日 ~ 2020年09月30日

採水年月	最大値	最小値	平均値	基準値との比較				実際の検査頻度
				1/10以下 1回/3年	1/5以下 1回/年	1/2以下 1回/3ヶ月	1/2超過 1回/3ヶ月	
当日天候								
前日天候								
原淨区分								
気温(°C)								
水温(°C)								
残留塩素(mg/L)		0.4	0.1	0.3				
	単位	基準値						
1 一般細菌	個/mL	100以下	0	0	○	-	-	1回/月
2 大腸菌	/100mL	検出されないこと	-	-	-	-	-	1回/月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○	-	1回/3年
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○	-	1回/3年
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
8 六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
9 垂硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○	-	1回/3ヶ月
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.822	0.246	0.581	○	-	1回/3ヶ月
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.12	0.10	0.11	-	○	1回/年
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01	0.01未満	0.01 未満	○	-	1回/3年
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○	-	1回/3年
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3年
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.32	0.06未満	0.12	-	-	○ 1回/3ヶ月
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3ヶ月
23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.038	0.006	0.019	-	-	○ 1回/3ヶ月
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.006	0.002未満	0.002 未満	-	○	1回/3ヶ月
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.003	0.001未満	0.001	○	-	1回/3ヶ月
26 臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.053	0.011	0.027	-	-	○ 1回/3ヶ月
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.019	0.004	0.011	-	-	○ 1回/3ヶ月
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.012	0.004	0.007	-	-	○ 1回/3ヶ月
30 ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3ヶ月
32 垂鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.08	0.02	0.04	-	○	1回/3ヶ月
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	○	-	1回/3年
35 銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.002	0.001未満	0.001	○	-	1回/3年
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	8.9	8.2	8.5	○	-	1回/3年
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.004	0.001未満	0.001	○	-	1回/3年
38 塩化物イオン	mg/L	200以下	15.8	6.6	9.8	○	-	1回/月
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	46	40	43	-	○	1回/年
40 蒸発残渣物	mg/L	500以下	95	81	90	-	○	1回/年
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○	-	1回/3年
42 ジエオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	-	○	1回/年
43 2-メチルソルボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	○	-	1回/年
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	1.1	0.5	0.7	-	○	1回/月
47 pH値		5.8~8.6	7.6	6.9	7.2	-	-	1回/月
48 味		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
49 臭氣		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
50 色度	度	5以下	0.7	0.5未満	0.5 未満	-	○	1回/月
51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	-	1回/月
判定				-	-	-	-	0 -

東粟倉簡易水道
東粟倉総合支所

受付日 : 2017年10月01日 ~ 2020年09月30日

採水年月	最大値	最小値	平均値	基準値との比較				実際の検査頻度
				1/10以下 1回/3年	1/5以下 1回/年	1/2以下 1回/3ヶ月	1/2超過 1回/3ヶ月	
当日天候								
前日天候								
原浄区分								
気温(°C)								
水温(°C)								
残留塩素(mg/L)		0.4	0.1	0.2				
	単位	基準値						
1 一般細菌	個/mL	100以下	0	0	○	-	-	1回/月
2 大腸菌	/100mL	検出されないこと	-	-	-	-	-	1回/月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○	-	1回/3年
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○	-	1回/3年
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001	0.001未満	0.001 未満	○	-	1回/3年
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
8 六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○	-	1回/3ヶ月
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	1.34	0.642	0.847	-	○	1回/3ヶ月
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○	-	1回/3年
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○	-	1回/3年
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○	-	1回/3年
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3年
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.10	0.06未満	0.06 未満	-	○	1回/3ヶ月
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3ヶ月
23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.005	0.001未満	0.003	○	-	1回/3ヶ月
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.003	0.002未満	0.002 未満	○	-	1回/3ヶ月
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.002	0.001	0.002	○	-	1回/3ヶ月
26 臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.011	0.002	0.006	-	○	1回/3ヶ月
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.002	0.002未満	0.002 未満	○	-	1回/3ヶ月
29 プロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.004	0.001	0.002	-	○	1回/3ヶ月
30 プロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3ヶ月
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.011	0.006	0.009	○	-	1回/3年
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.03	0.01未満	0.01	-	○	1回/年
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	○	-	1回/3年
35 銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.020	0.018	0.019	○	-	1回/3年
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	5.7	4.8	5.2	○	-	1回/3年
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
38 塩化物イオン	mg/L	200以下	7.6	4.2	6.1	○	-	1回/月
39 カルシウムマグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	22	21	21	○	-	1回/3年
40 蒸発残留物	mg/L	500以下	54	51	52	-	○	1回/年
41 隣イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○	-	1回/3年
42 ジエオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	○	-	1回/年
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	○	-	1回/年
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.4	0.3未満	0.3 未満	-	○	1回/月
47 pH値		5.8~8.6	7.4	6.6	7.0	-	-	1回/月
48 味		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
49 臭気		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
50 色度	度	5以下	0.5	0.5未満	0.5 未満	○	-	1回/月
51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	-	1回/月
判定				-	-	-	-	0 -

入谷簡易水道
入谷コミュニティハウス

受付日 : 2017年10月01日 ~ 2020年09月30日

採水年月	最大値	最小値	平均値	基準値との比較				実際の検査頻度
				1/10以下 1回/3年	1/5以下 1回/年	1/2以下 1回/3ヶ月	1/2超過 1回/3ヶ月	
当日天候								
前日天候								
原淨区分								
気温(°C)								
水温(°C)								
残留塩素(mg/L)	0.4	0.1	0.2					
	単位	基準値						
1 一般細菌	個/mL	100以下	0	0	○	-	-	1回/月
2 大腸菌	/100mL	検出されないこと	-	-	-	-	-	1回/月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○	-	1回/3年
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○	-	1回/3年
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
8 六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
9 垂硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○	-	1回/3ヶ月
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.715	0.349	0.425	○	-	1回/3ヶ月
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○	-	1回/3年
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○	-	1回/3年
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○	-	1回/3年
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
16 ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3年
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	○	-	1回/3ヶ月
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3ヶ月
23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.006	0.001	0.003	○	-	1回/3ヶ月
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.004	0.002未満	0.002未満	-	○	1回/3ヶ月
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.001	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
26 奥素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.008	0.001	0.004	○	-	1回/3ヶ月
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.003	0.002未満	0.002未満	○	-	1回/3ヶ月
29 プロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.003	0.001未満	0.002	○	-	1回/3ヶ月
30 プロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3ヶ月
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3ヶ月
32 垂鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○	-	1回/3年
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	○	-	1回/3年
35 鋼及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.004	0.003	0.003	○	-	1回/3年
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	2.8	2.7	2.7	○	-	1回/3年
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	-	1回/3年
38 塩化物イオン	mg/L	200以下	3.0	2.1	2.6	○	-	1回/月
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	10	9	10	○	-	1回/3年
40 蒸発残渣物	mg/L	500以下	30	27	28	○	-	1回/3年
41 隣イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○	-	1回/3年
42 ジエオスミン	mg/L	0.00001以下	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	○	-	1回/年
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	○	-	1回/年
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	-	1回/3年
45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	-	1回/3年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.6	0.3未満	0.3未満	-	○	1回/月
47 pH値		5.8~8.6	7.5	6.9	7.2	-	-	1回/月
48 味		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
49 臭気		異常でないこと	-	-	-	-	-	1回/月
50 色度	度	5以下	0.8	0.5未満	0.5未満	-	○	1回/月
51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	-	1回/月
判定				-	-	-	-	-
							0	-